

ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし



追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

目論見書のご請求・お申込みは…

大和証券

Daia Securities

〈販売会社〉

商号等 大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設定・運用は…

大和投資信託

Daia Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

- ◆各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり：為替ヘッジあり
ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジなし：為替ヘッジなし
- ◆各ファンドの総称を「ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き)」とします。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は大和証券投資信託委託株式会社が作成した販売用資料です。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ファンドのポイント

ポイント① 新興国のハイインカム債券に投資

- 高水準の利息収益の獲得
- 信用力の改善等による債券の値上がり益の獲得

「新興国のハイインカム債券」とは、米ドル建ての相対的に利回りが高いと判断される、新興国企業が発行する社債、および新興国政府が発行する国債等をいいます。

※新興国のハイインカム債券の運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメントが行ないます。

ポイント② ～償還条項付き～ 繰上償還水準が期間ごとに上昇

- 基準価額が上昇し、繰上償還水準を超えた場合、利益を確定できる仕組み

※詳細については、8～9ページをご参照ください。

ポイント③ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンド

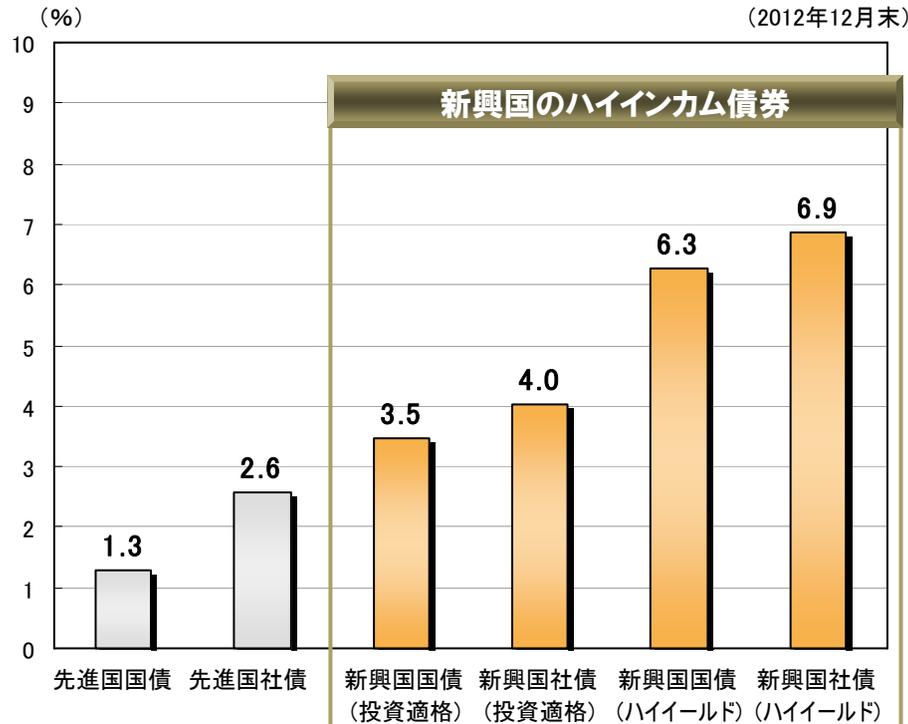
※当ファンドの購入の申込みは、平成25年2月28日までの間に限定して受付けます。

※「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチングはできません。

高水準の利息収益

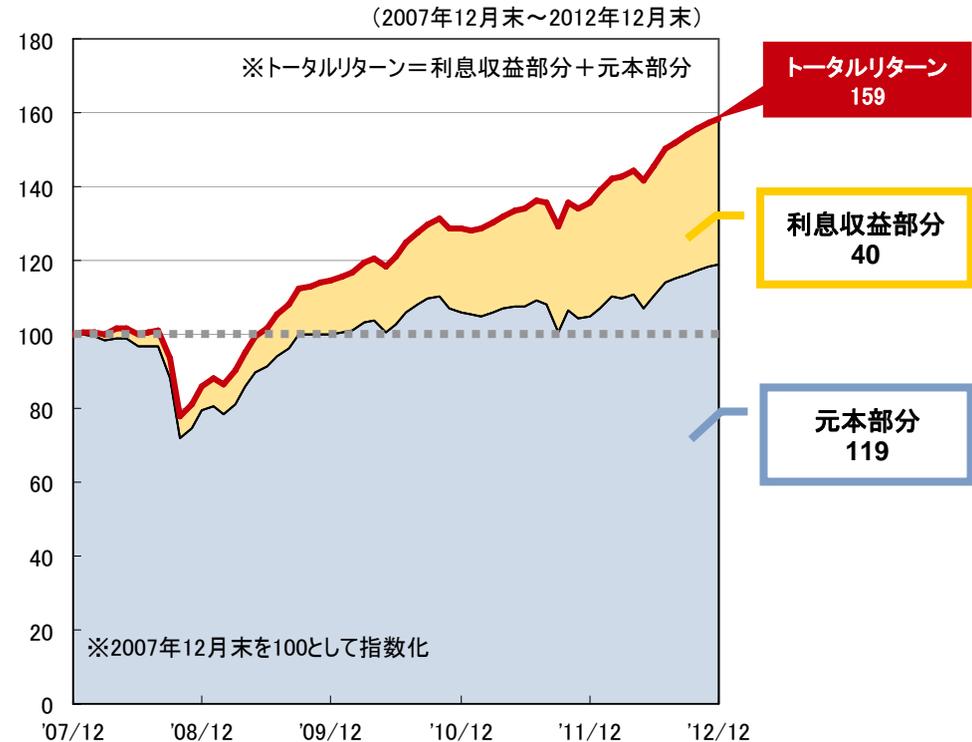
- ❖ 新興国のハイインカム債券に投資し、高水準の利息収益と値上がり益の獲得をめざします。
- ❖ 高い利回り水準を背景に、利息収益部分が新興国のハイインカム債券(米ドルベース)の過去のパフォーマンスに寄与しています。

債券の利回り水準



※上記は各指数ベースの利回りです。
 ※上記の利回りは変動します。
 ※各指数のデュレーションはそれぞれ異なります。
 ※外貨建資産には為替リスク等があります。税金等諸費用は考慮していません。
 ※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

新興国ハイインカム債券(米ドルベース)のパフォーマンス推移

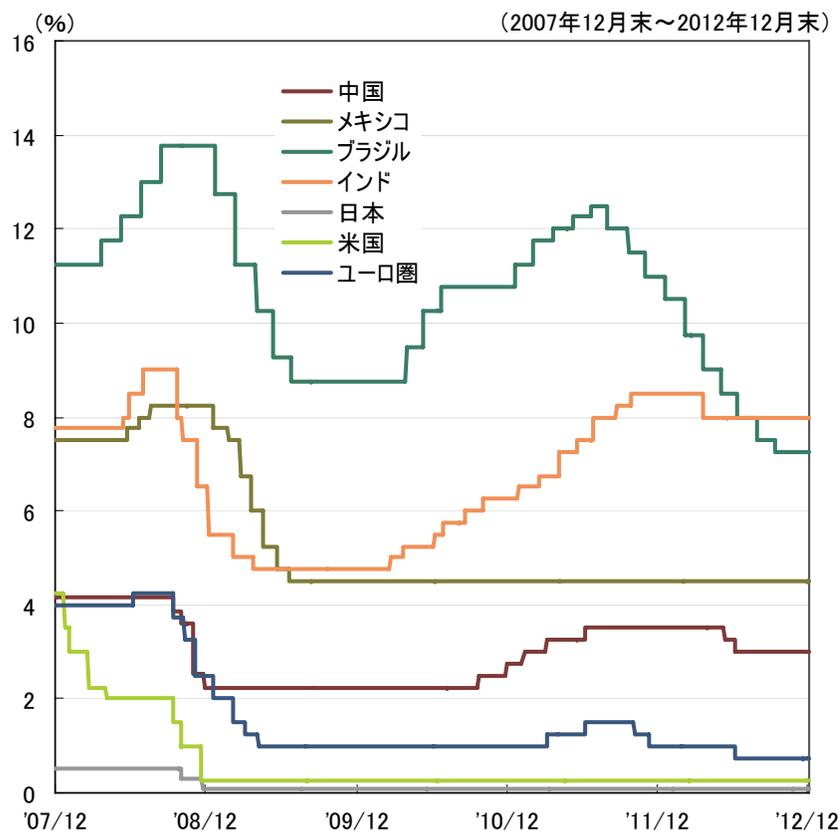


※税金等諸費用は考慮していません。
 ※上記は過去のシミュレーション結果を示したものであり、投資元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。
 ※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。
 (出所) JPMorgan、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、パークレイズ、ブルームバーグ

新興国債券の市場規模拡大

- ❖ 先進国をはじめとした各国が打ち出す金融緩和策等を背景に、金利は低下局面にあります。
- ❖ 金利の低下などによる新興国債券の発行増加や、先進国対比で相対的に高い金利水準などから、新興国債券市場への資金流入が見込まれ、市場規模のさらなる拡大が期待されます。

新興国と先進国の政策金利の推移



新興国

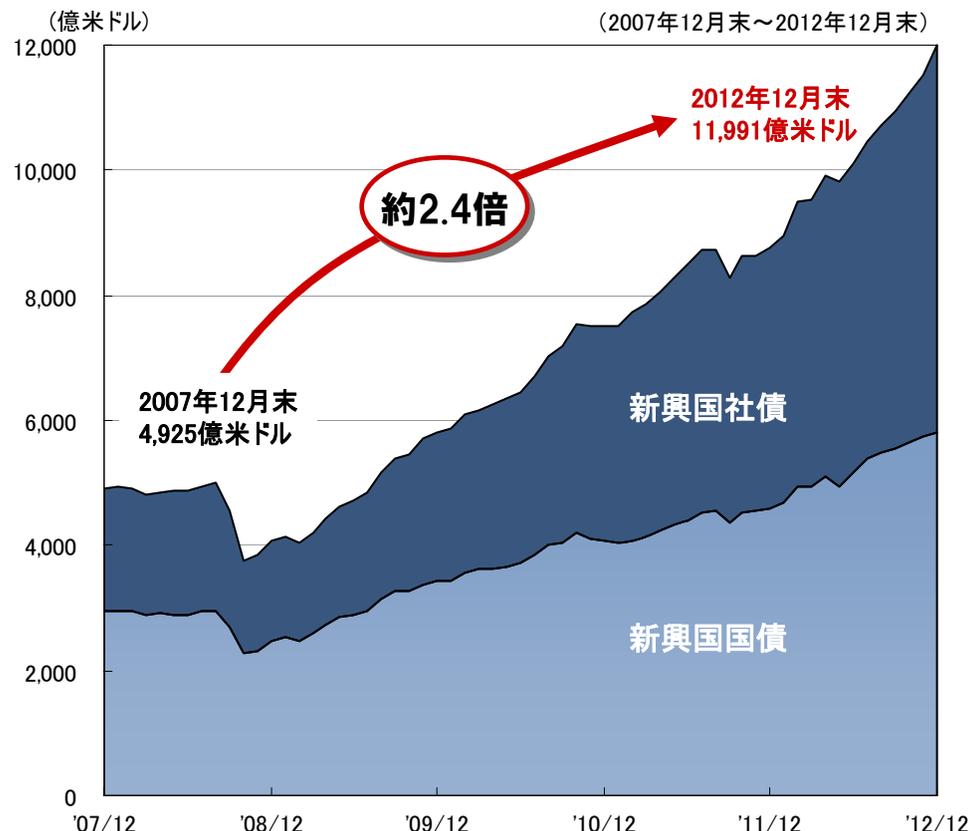
- インド 8.00%
- ブラジル 7.25%
- メキシコ 4.50%
- 中国 3.00%

先進国

- ユーロ圏 0.75%
- 米国 0.25%
- 日本 0.10%

※米国の政策金利は2008年12月16日以降、0%~0.25%です。
 ※日本の政策金利は2010年10月5日以降、0%~0.10%です。
 ※中国は1年物預金基準金利のデータを使用。

新興国債券の市場規模の推移



※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

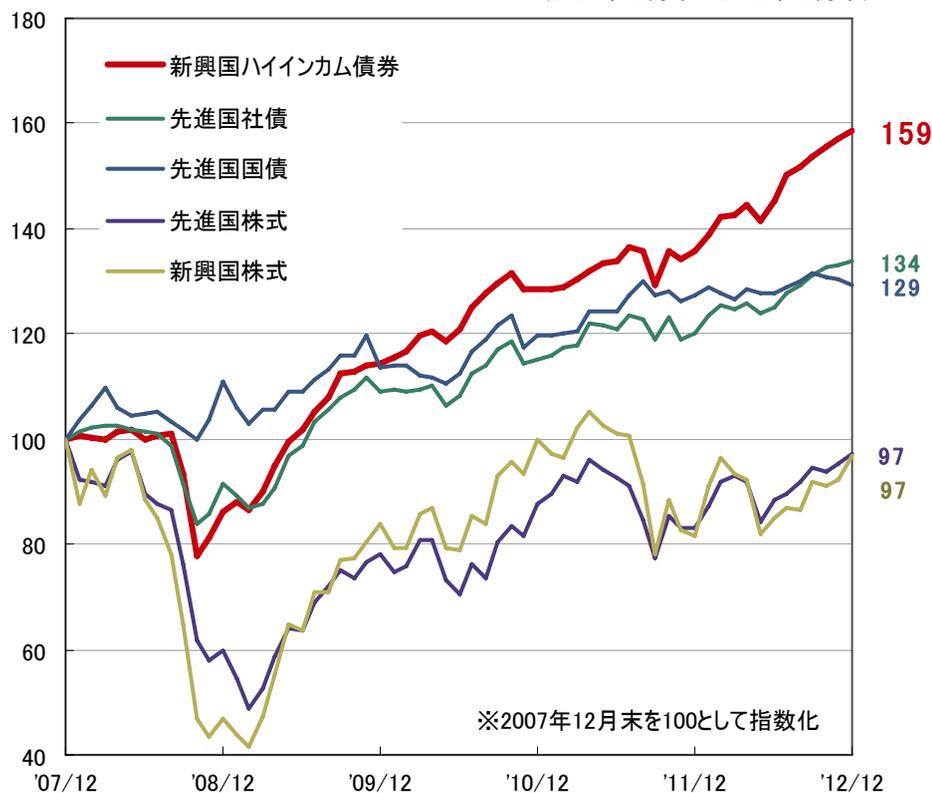
(出所) JPMorgan、ブルームバーグ

直近5年間は相対的に良好なパフォーマンス

❖ 新興国のハイインカム債券は、相対的に高い利回り等を背景に、概ね良好で効率的なパフォーマンスをあげています。

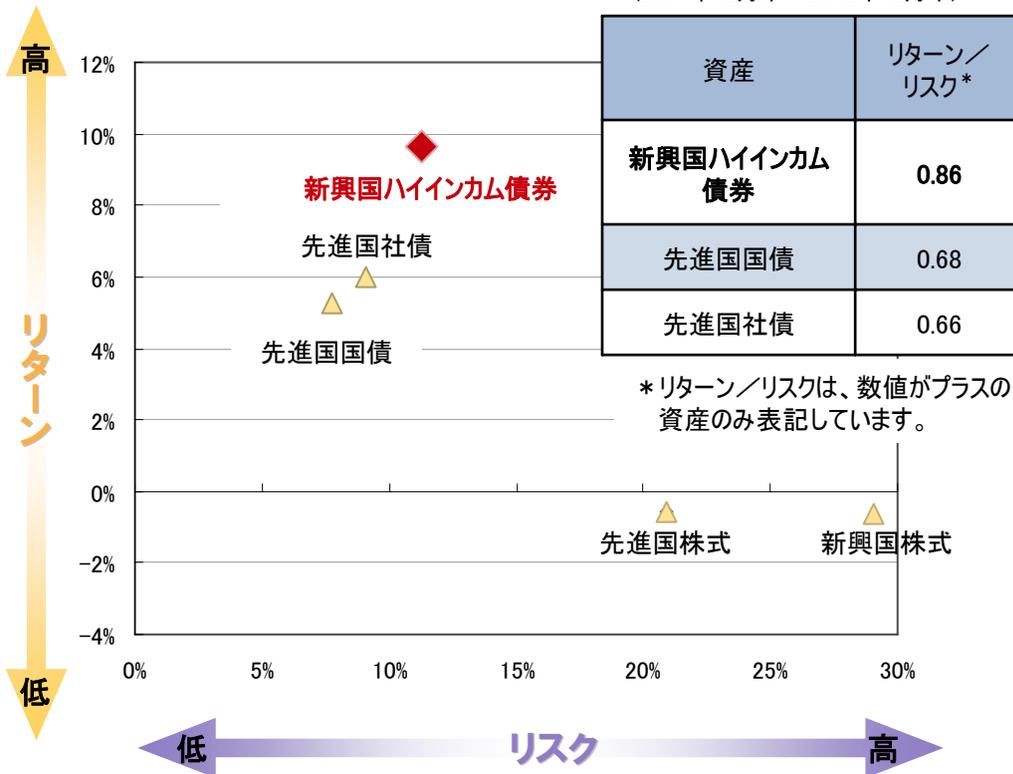
主な資産のパフォーマンス推移(米ドルベース)

(2007年12月末～2012年12月末)



主な資産のリスク・リターン比較(米ドルベース)

(2007年12月末～2012年12月末)



※上記は過去のシミュレーション結果を示したものであり、投資元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。

※リターンは年率換算、リスクは月次収益率の標準偏差を年率換算しています。

※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

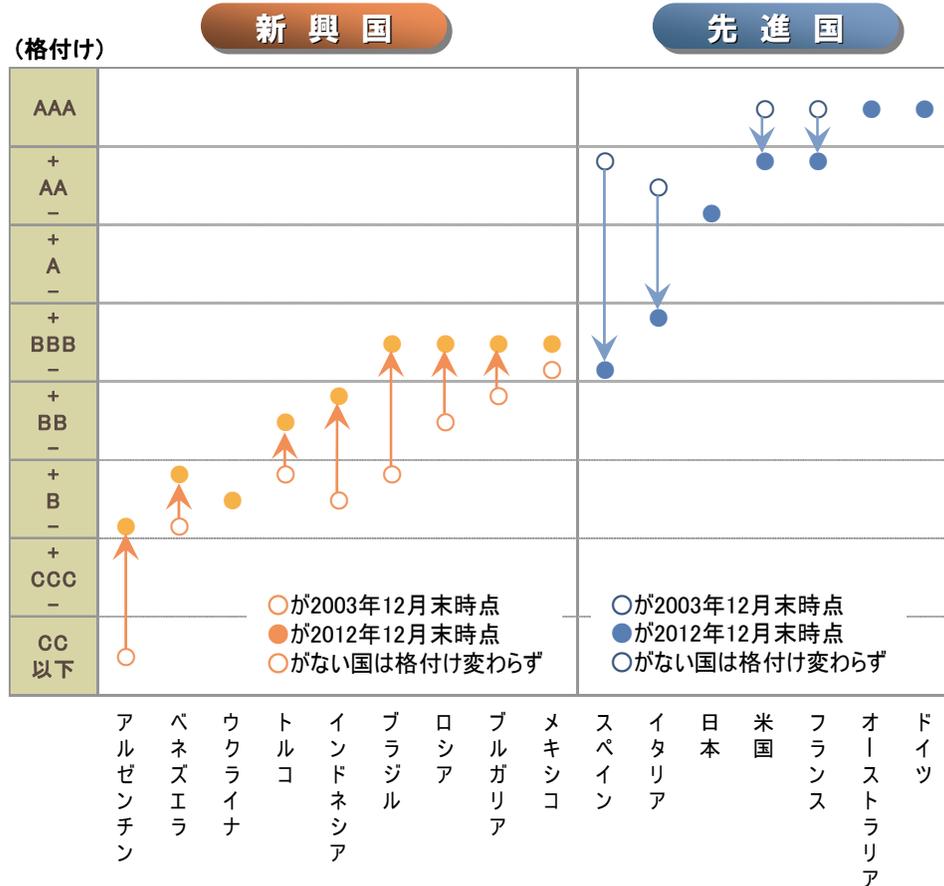
(出所) MSCI Inc.、JPモルガン、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、パークレイズ、ブルームバーグ

新興国および新興国企業の信用力向上

- ❖ 新興国の信用力は総じて改善傾向にあります。
- ❖ 「格上げ件数の増加」や「相対的に低いデフォルト率」から、新興国企業の信用力も高まっていると考えられます。

新興国と先進国の格付けの変化

(2003年12月末時点と2012年12月末時点の比較)

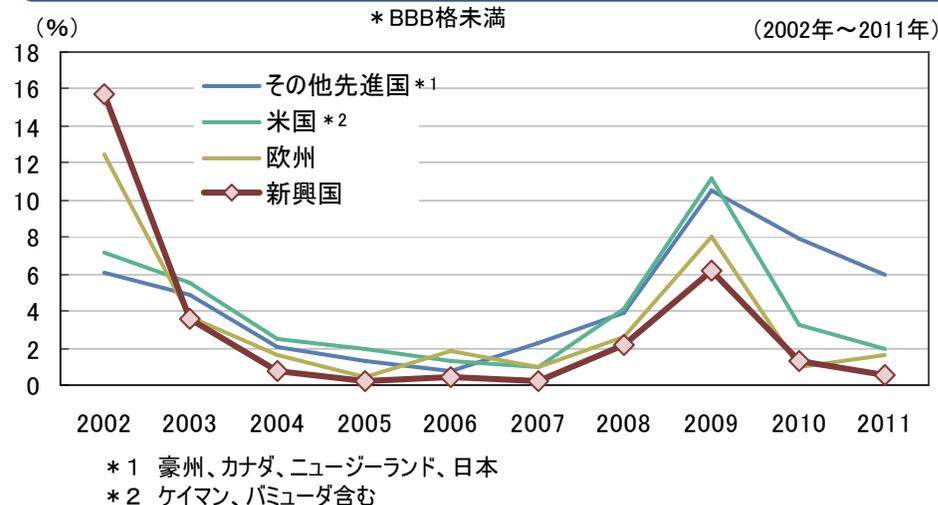


※上記の格付けは、S&Pの外貨建長期債務格付けを使用。

社債発行体の「格上げ」と「格下げ」件数の差の累計推移



各国・地域の非投資適格*企業のデフォルト率推移



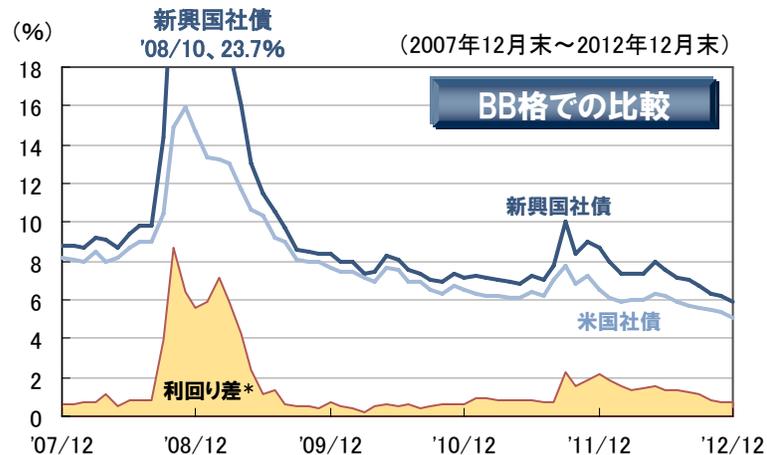
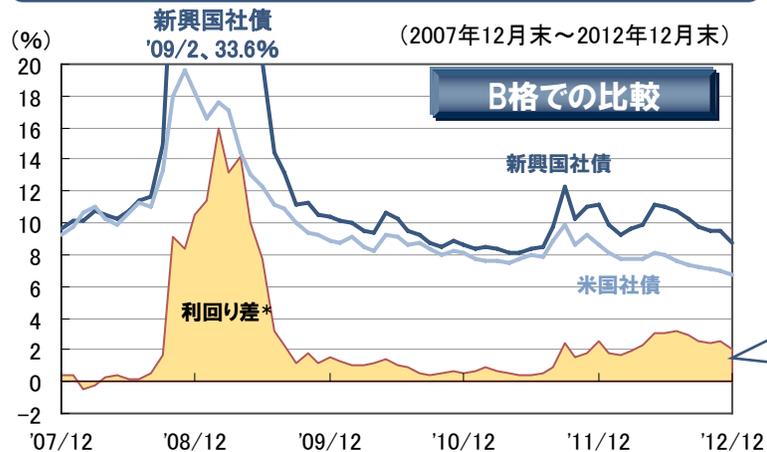
(出所) S&P、ブルームバーグ

信用力の改善による新興国社債の投資妙味

- ❖ ①新興国と米国の社債(B格とBB格)の利回り比較では、同じ格付けでも新興国の方が高い利回りとなっています。新興国の信用力改善を踏まえれば、現在の利回り差は魅力的な水準にあると考えられます。
- ❖ ②新興国社債の中でも、低格付債券は利回りスプレッド*の水準が高く、利回りスプレッドの縮小による債券価格の上昇が期待されます。

* 利回りスプレッド=新興国社債の格付別利回り-米国国債の利回り

1 格付別利回りの推移 (新興国社債と米国社債)



* 利回り差=新興国社債の利回り-米国社債の利回り

※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

新興国社債の投資妙味

同じ格付けでも新興国社債の方が高い利回り。新興国企業の信用力改善が見込まれる中、魅力的な利回り差。

低い格付けの新興国社債は、利回りスプレッドの水準が高い。信用力改善による利回りスプレッドの縮小期待。

利回りスプレッドの縮小による債券価格の上昇期待

2 新興国社債の格付別利回りスプレッドの推移



(ご参考)モデルポートフォリオ (2012年12月末)

<格付別構成>

格付け	構成比	デュレーション (年)	為替ヘッジ前最終利回り
無格付	1.3%	8.8	7.8%
B	59.7%	5.5	8.9%
BB	29.2%	5.9	6.3%
BBB	8.3%	8.2	5.3%
A	1.5%	8.5	4.8%

※ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆・保証するものではありません。

※税金等諸費用は考慮していません。

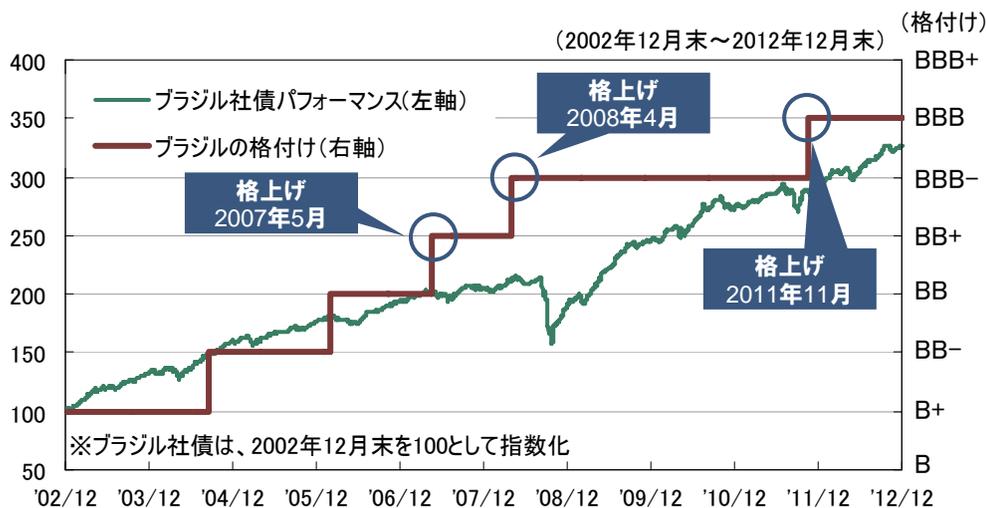
※比率の合計は、四捨五入の関係で100%とならないことがあります。

(出所) JPモルガン、バンクオブアメリカ・メリルリンチ、UBS

国の格上げとともに向上してきた新興国社債のパフォーマンス

- ❖ 国の格上げとともに新興国企業の社債格付けが上昇したケースが多くあります。
- ❖ ブラジルやインドネシアの例を見ると、国の格上げにあわせて社債のパフォーマンスも上昇してきたことがわかります。

ブラジルの格付けと社債パフォーマンスの推移



インドネシアの格付けと社債パフォーマンスの推移



国名	ブラジルの格上げ時期	変更後のブラジルの格付け	同時期に格上げされた企業(一例)
ブラジル	2007年5月	BB+	ブラジル銀行、ブラジル中央電力、イタウ・ウニバンコ・ホールディング
	2008年4月	BBB-	ブラジル銀行、ブラジル中央電力、イタウ・ウニバンコ・ホールディング
	2011年11月	BBB	ブラジル銀行、ブラジル中央電力、ブラジル石油公社

※上記の格付けは、S&Pの外貨建長期債務格付けを使用。
※ブラジル社債：J.P.モルガンCEMBIブロード(ブラジル)、米ドルベース。

国名	インドネシアの格上げ時期	変更後のインドネシアの格付け	同時期に格上げされた企業(一例)
インドネシア	2004年12月	B+	バンク・マンディリ、バンク・ダナモン
	2010年3月	BB	バンク・マンディリ、ペルサハーン・ガス・ネガラ
	2011年4月	BB+	バンク・マンディリ、ペルサハーン・ガス・ネガラ、バンク・ダナモン

※上記の格付けは、S&Pの外貨建長期債務格付けを使用。
※インドネシア社債：J.P.モルガンCEMBIブロード(インドネシア)、米ドルベース。

上記の企業はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組入れることを示唆・保証するものではありません。

(出所) S&P、JPモルガン、ブルームバーグ

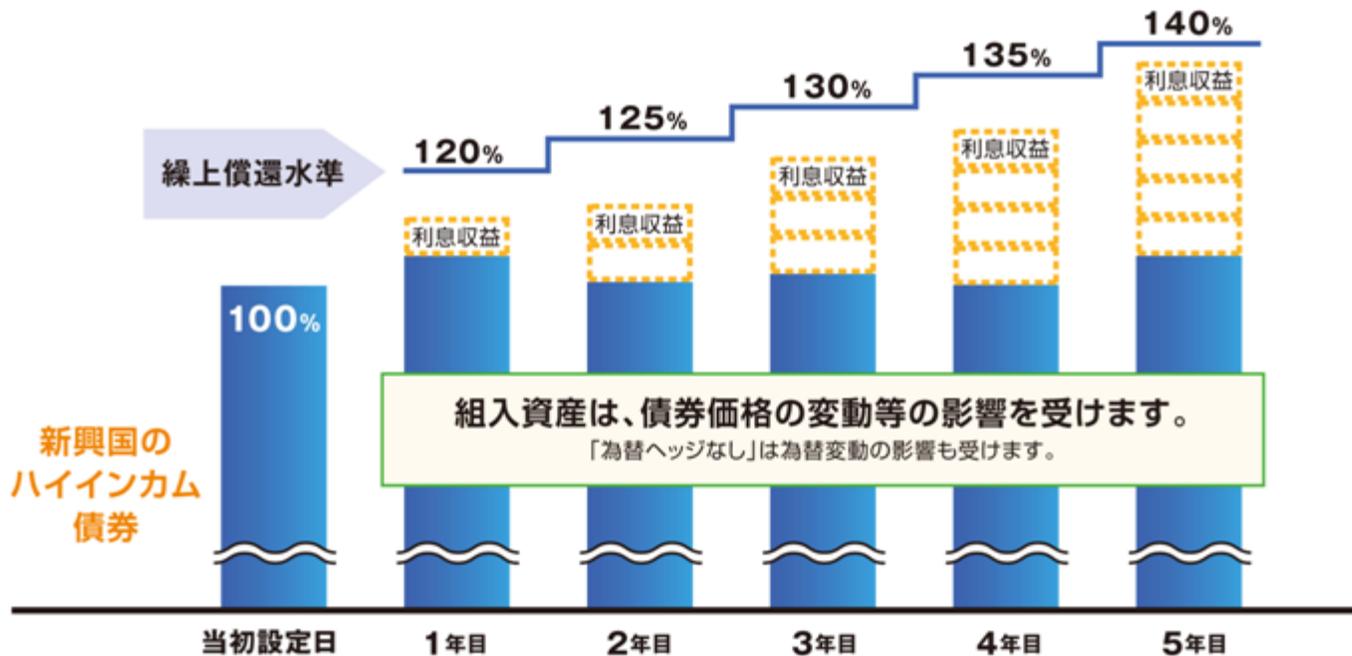
当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

繰上償還の仕組み①

- ❖ 基準価額が利息収益と値上がり益の獲得により、一度でも繰上償還水準を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
- ❖ 基準価額が上昇し、繰上償還水準を超えた場合、利益を確定できる仕組みです。

期間ごとに上昇する繰上償還水準について(イメージ)



(ご参考)
モデルポートフォリオ
(2012年12月末)

最終利回り (為替ヘッジ後)	7.7% (7.6%)
直接利回り (為替ヘッジ後)	8.3% (8.2%)

※ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆・保証するものではありません。
※税金等諸費用は考慮しておりません。

(出所) UBS

(注)モデルポートフォリオは、当ファンド設定後の実際の運用に適用されるとは限りません。

※利息収益とは、新興国のハイインカム債券から受取ると想定される年間利息収益(税金等諸費用控除後)です。

※上記はイメージであり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。※「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」で為替部分の損益は異なります。

※当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

※モデルポートフォリオの為替ヘッジ後の利回りは、為替ヘッジコストを考慮して算出しています。為替ヘッジコストは、短期金利差を用いた簡便な方法により試算したもので、実際とは異なる場合があります。為替ヘッジコストは、米ドルと日本円の短期金利差の変化を受けて変動します。

繰上償還の仕組み②

繰上償還について

- ❖ 基準価額が利息収益と値上がり益の獲得により、一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

	期間	繰上償還水準
1年目	当初設定日から 平成26年2月19日まで	12,000円
2年目	平成26年2月20日から 平成27年2月19日まで	12,500円
3年目	平成27年2月20日から 平成28年2月19日まで	13,000円
4年目	平成28年2月20日から 平成29年2月19日まで	13,500円
5年目	平成29年2月20日から 満期償還日(平成30年2月16日)まで*	14,000円

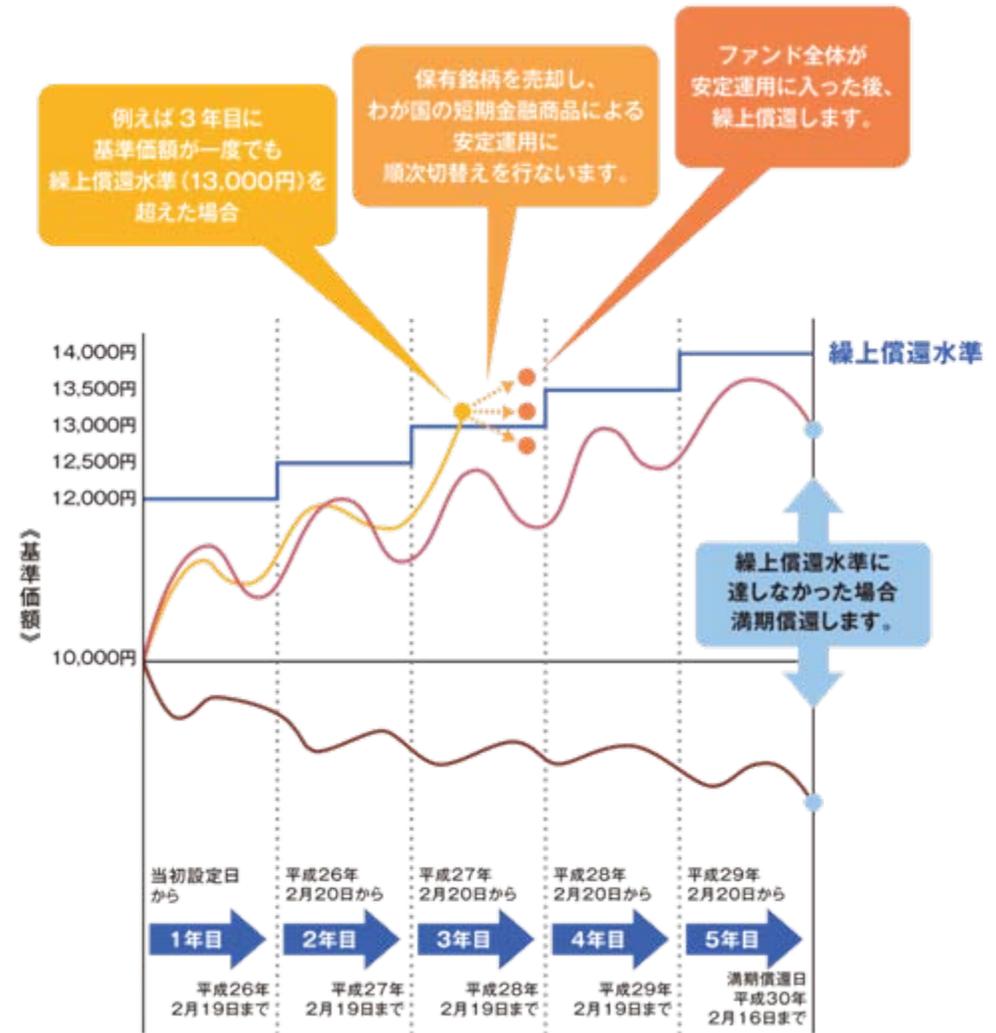
* 基準価額が14,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

※「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の各ファンドに、上記繰上償還水準がありますので、繰上償還の時期が異なります。

※流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行えない場合や、投資対象とする外国投資信託の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が繰上償還水準を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

※基準価額が繰上償還水準を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が繰上償還水準の価格以下となることがあります。

繰上償還の仕組み(イメージ)



◎上記繰上償還水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が繰上償還水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

(注)モデルポートフォリオは、当ファンド設定後の実際の運用に適用されるとは限りません。

モデルポートフォリオ

❖ 新興国のハイインカム債券の運用について

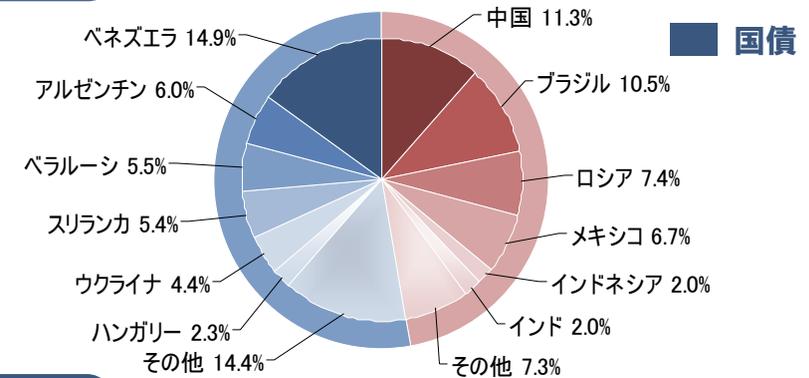
- マクロ分析では、各国のファンダメンタルズについての定量分析、制度や地政学的リスクなどの定性分析等を行いません。
- 銘柄分析においては、各発行体の信用状況や流動性の分析等を行いません。

モデルポートフォリオ（2012年12月末）

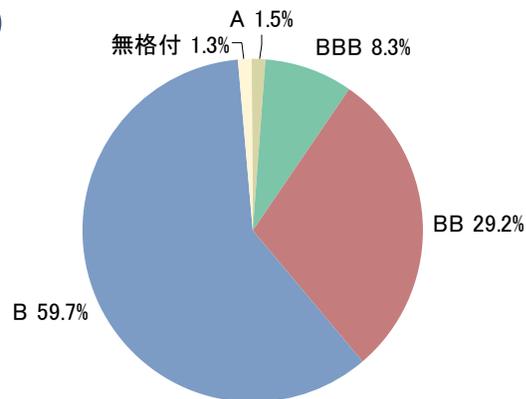
特性値

最終利回り (為替ヘッジ後)	7.7% (7.6%)	デュレーション	5.9年
直接利回り (為替ヘッジ後)	8.3% (8.2%)	通貨構成比	米ドル100%
平均格付け	BB-		

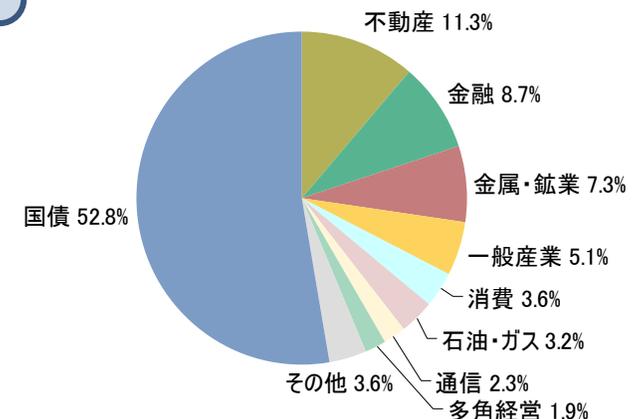
国別構成比



格付別構成比



業種別構成比



※ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆・保証するものではありません。※税金等諸費用は考慮していません。
 ※業種分類は、JPモルガンの分類によるものです。※格付別構成比は、Moody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。
 ※平均格付けはUBSの計算によるものです。ファンドにかかる信用格付けではありません。※比率の合計は、四捨五入の関係で100%とならないことがあります。

(出所)UBS

「為替ヘッジあり」について

- ❖ 「為替ヘッジあり」では、円ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図ります。
- ❖ 米国における低金利政策の継続等を背景に、現状の為替ヘッジコストは低い水準にあります。低ヘッジコストの環境は今後も継続することが想定されるため、「為替ヘッジあり」では、米ドルベースの新興国のハイインカム債券に類似したパフォーマンスが期待できます。

「為替ヘッジあり」の特性

「為替ヘッジなし」の
主なリスク



「為替ヘッジあり」の
主なリスク



為替変動リスクの低減

為替変動を円ヘッジで回避
※為替変動リスクを完全に排除
できるものではありません。

信用力の改善

新興国の経済成長により
信用格付けは改善傾向に

※上記は外国債券投資の主なリスクです。

2012年12月のFOMC(米国連邦公開市場委員会)について

❖ 月額450億米ドルペースでの米国国債購入決定

- ❖ 2012年9月のFOMCで決定された、MBS(住宅ローン担保証券)の月額400億米ドルペースでの購入に加えて、月額450億米ドルペースでの米国国債購入が開始されます。

❖ 「時間軸」へ数値基準を導入

低金利政策にかかる「時間軸」について	
前回(2012年9月): 期日	今回(2012年12月): 数値基準
少なくとも2015年半ばまで 低金利政策継続	失業率が6.5%を上回り、1~2年後のインフレ率が 2.5%を超えない限りは低金利政策は適切

※為替ヘッジコストは、米ドルと日本円の短期金利差の変化を受けて変動します。当ページにおける為替ヘッジコストは、短期金利差を用いた簡便な方法により試算したもので、実際とは異なる場合があります。
 ※当ページにおける為替ヘッジコストは過去の試算結果を示したものであり、将来の為替ヘッジコストを示唆・保証するものではありません。※通貨間の為替変動を為替ヘッジ取引によって完全に排除することはできません。
 ※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

為替ヘッジコスト(日米の短期金利差)と米国の失業率の推移



※日米の短期金利差=米ドル短期金利-日本円短期金利
 ※短期金利は、1カ月LIBOR(ロンドン銀行間取引金利)を使用しています。

【低ヘッジコスト環境下における新興国ハイインカム債券のパフォーマンス推移】



「為替ヘッジあり」新興国ハイインカム債券の過去のシミュレーション

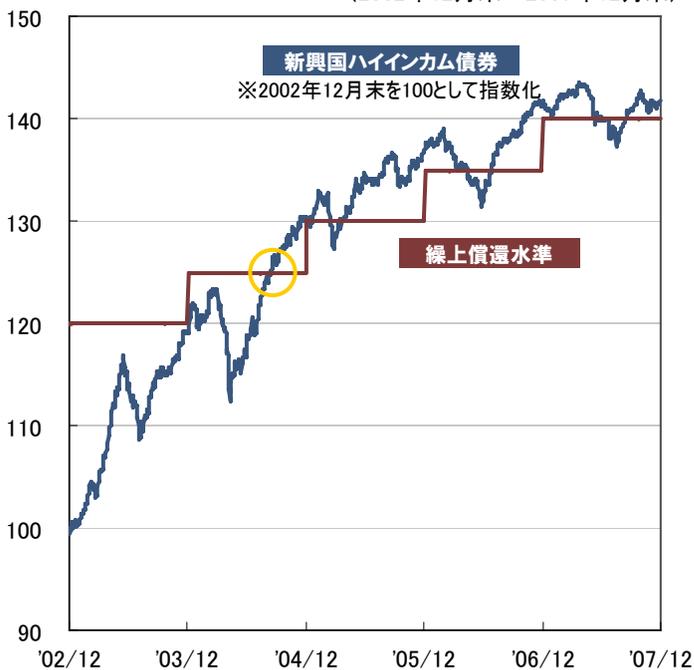
- ❖ ①リーマン・ショック以前に運用開始したケース、②運用開始直後にリーマン・ショックが発生したケース、③リーマン・ショック後に運用開始したケース、それぞれについてシミュレーションを行ないました。(期間は当ファンドの信託期間と同じ5年間)
- ❖ いずれのケースでも繰上償還水準に達しました。

過去の新興国ハイインカム債券のパフォーマンス(円ヘッジベース)の推移

<ケース①:リーマン・ショック以前>

パフォーマンスは堅調な推移をたどり、水準を超えました。

(2002年12月末～2007年12月末)



<ケース②:リーマン・ショック発生>

パフォーマンスはリーマン・ショックの影響で一旦は大きく下落しましたが、その後は堅調な推移を見せ、水準を超えました。

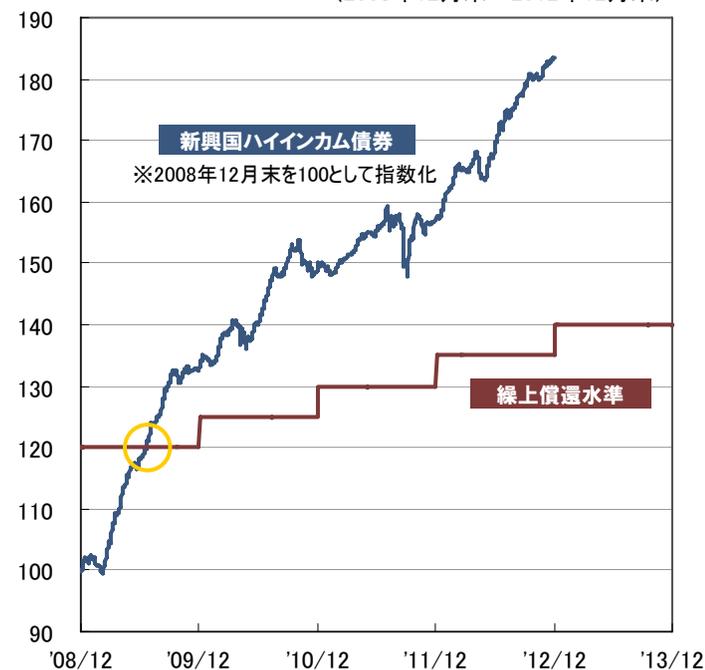
(2007年12月末～2012年12月末)



<ケース③:リーマン・ショック後>

リーマン・ショック後、パフォーマンスは急上昇し、水準を超えました。

(2008年12月末～2012年12月末)



※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。※上記シミュレーションは税金等諸費用は考慮しておりません。

※上記は過去のシミュレーション結果を示したものであり、投資元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。(出所)JPモルガン、ブルームバーグ

当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表紙の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をご覧ください。

「為替ヘッジなし」について

- ❖ 「為替ヘッジなし」では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわないため、為替変動の影響を受けます。
- ❖ 2012年12月の衆議院選挙で圧勝した自由民主党は、「デフレ・円高対策」を掲げています。
- ❖ 米ドル(対円)為替レートは、5年連続で円高ピークを更新してきましたが、2012年は円高ピークを更新しませんでした。

「為替ヘッジなし」の特性

「為替ヘッジあり」の
主なリスク



※上記は外国債券投資の主なリスクです。

「為替ヘッジなし」の
主なリスク



為替変動の影響あり

米ドル建ての
新興国ハイインカム債券へ投資
※基準価額は米ドル円の為替変動
の影響を受けます。

信用力の改善

新興国の経済成長により
信用格付けは改善傾向に

自由民主党の政権公約の一部(2012年12月)

【デフレ・円高対策】

- ❖ 明確な「物価目標(2%)」を設定、その達成に向け、日銀法の改正も視野に、政府・日銀の連携強化の仕組みを作り、大胆な金融緩和を行ないます。
- ❖ 財務省と日銀、さらに民間が参加する「官民協調外債ファンド」を創設し、基金が外債を購入するなど様々な方策を検討します。

※上記はあくまで2012年12月時点の政権公約であり、今後変更される場合もあります。

米ドル(対円)為替レートの推移



(出所)ブルームバーグ、各種資料

「為替ヘッジなし」新興国ハイインカム債券の過去のシミュレーション

- ❖ ①リーマン・ショック以前に運用開始したケース、②運用開始直後にリーマン・ショックが発生したケース、③リーマン・ショック後に運用開始したケース、それぞれについてシミュレーションを行ないました。(期間は当ファンドの信託期間と同じ5年間)
- ❖ ケース①と③では繰上償還水準に達しました。

過去の新興国ハイインカム債券のパフォーマンス(円ベース)と米ドル(対円)為替レートの推移

<ケース①:リーマン・ショック以前>

パフォーマンスは堅調な推移をたどり、水準を超えました。



<ケース②:リーマン・ショック発生>

リーマン・ショックや為替変動等の影響もあり、パフォーマンスは水準を超えませんでした。



<ケース③:リーマン・ショック後>

リーマン・ショック後、パフォーマンスは急上昇し、水準を超えました。



※使用した指数については、17ページ「当資料で使用した指数について」をご参照ください。※上記シミュレーションは税金等諸費用は考慮していません。

※上記は過去のシミュレーション結果を示したものであり、投資元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。(出所)JPモルガン、ブルームバーグ

当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

ファンドの特色

1

新興国のハインカム債券に投資します。

※新興国のハインカム債券とは、米ドル建ての相対的に利回りが高いと判断される、新興国企業が発行する社債、および新興国政府が発行する国債等をいいます。

2

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

※2つのファンド間でスイッチングはできません。

3

基準価額が利息収益と値上がり益の獲得により、一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

期間		繰上償還水準
1年目	当初設定日から平成26年2月19日まで	12,000円
2年目	平成26年2月20日から平成27年2月19日まで	12,500円
3年目	平成27年2月20日から平成28年2月19日まで	13,000円
4年目	平成28年2月20日から平成29年2月19日まで	13,500円
5年目	平成29年2月20日から満期償還日(平成30年2月16日)まで*	14,000円

* 基準価額が14,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

※「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の各ファンドに、上記繰上償還水準がありますので、繰上償還の時期が異なります。

- 当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

4

当ファンドの購入の申込みは、平成25年2月28日までの間に限定して受付けます。

《分配について》

毎年2月19日(休業日の場合、翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

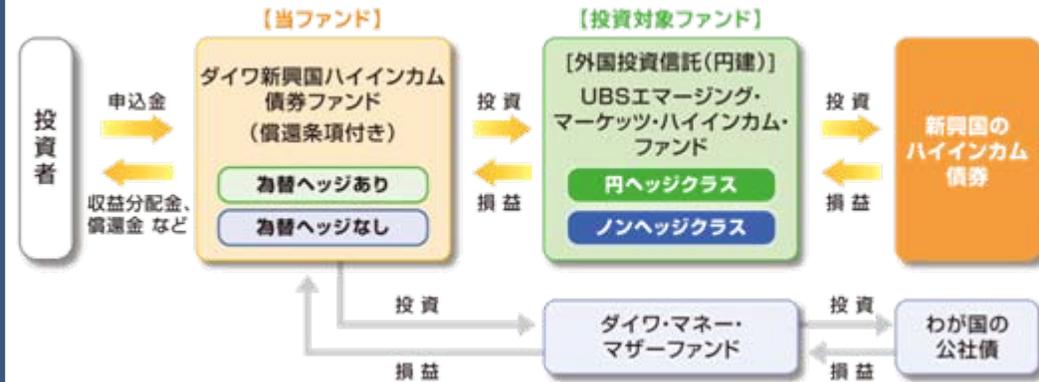
【分配方針】 ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等とします。

- ◆原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《ファンドの仕組み》

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、新興国のハインカム債券に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

外国投資信託の運用はUBSグローバル・アセット・マネジメントが行ないます。

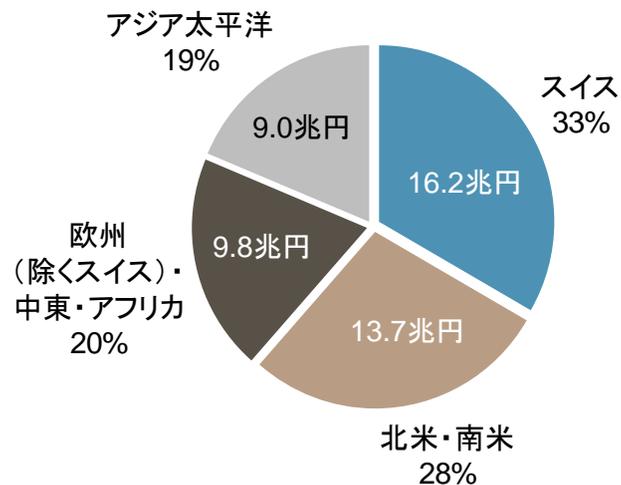
※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

UBSグループについて

グローバルな総合金融サービス機関

- ◆ UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約64,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。
- ◆ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約48.8兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。
- ◆ UBS銀行(UBS AG)の格付けはA2(ムーディーズ)／A(S&P)です。

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ 顧客資産の地域別内訳



UBSビル(スイス・チューリッヒ)

※上記はすべて2012年9月末時点。1米ドル=80.92円で換算。

(出所)UBS

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 投資適格でない(BB格相当以下)公社債に投資する場合、投資適格である公社債に投資する場合に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格でない公社債は投資適格である公社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。 「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。 この場合、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

当資料で使用した指数について

■先進国国債は、シティグループ世界国債インデックスのデータを使用。シティグループ世界国債インデックスはシティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した指数です。■先進国社債は、パークレイズ・グローバル総合：社債インデックスのデータを使用。パークレイズ・グローバル総合：社債インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格社債市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。■新興国国債は、J.P.モルガンEMBIグローバルのデータを使用。新興国社債は、J.P.モルガンCEMBIブロードのデータを使用。新興国ハイインカム債券は新興国国債と新興国社債を1/2ずつの割合で合成したものを使用。J.P.モルガンEMBIグローバル・インデックスおよびJ.P.モルガンCEMBIブロード・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。■米国社債はBofA メリルリンチ US ハイイールド マスター II コンストレインド インデックスのデータを使用。■先進国株式は、MSCIワールド・インデックス(配当込み)のデータを使用。新興国株式は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)のデータを使用。MSCIインデックスはMSCI Inc.が開発した指数です。MSCI公表データに関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

ファンドの費用 当ファンドのご購入時や運用期間中には以下の費用がかかります。

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に右記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。 購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額／1万口) × 購入口数 (当初1万口=1万円)
信託財産留保額	1万口当たり換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.3%

(ご参考)

口数指定で購入する場合

例えば、基準価額10,000円の時に300万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。
 購入金額 = (10,000円 / 1万口) × 300万口 = 300万円
 購入時手数料 = 購入金額(300万円) × 3.15% (税込) = 94,500円
 となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額309万4,500円をお支払いいただくこととなります。

金額指定で購入する場合

購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。
 例えば、300万円の金額指定で購入する場合、指定金額の300万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、300万円全額が当該投資信託の購入金額とはなりません。

購入時手数料率

購入金額	手数料率(税込)
1億円未満	3.150%
1億円以上5億円未満	1.575%
5億円以上10億円未満	1.050%
10億円以上	0.525%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.239%(税込)
投資対象とする 投資信託証券	年率0.64%程度
実質的に負担する運用管理費用	年率1.879%(税込)程度 (純資産総額によっては上回る場合があります。)
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 ※詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	当初申込期間: 300万円以上1円単位*または300万口以上1口単位 継続申込期間: 1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、上記の単位でご購入いただけます。				
購入価額	当初申込期間: 1万口当たり1万円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)				
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)				
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。				
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ② 毎年12月24日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。				
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)				
購入の申込期間	当初申込期間: 平成25年2月1日から平成25年2月19日まで 継続申込期間: 平成25年2月20日から平成25年2月28日まで				
設定日	平成25年2月20日				
当初募集額	各ファンドについて1,050億円を上限とし、合計で1,050億円を上限とします。				
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。				
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。				
信託期間	平成25年2月20日から平成30年2月16日まで				
繰上償還	● 基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも期間ごとに定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。詳細については8~9ページをご参照ください。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ◇ 受益権の口数が30億口を下回るようになった場合◇ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき◇ やむを得ない事情が発生したとき				
決算日	毎年2月19日(休業日の場合、翌営業日)				
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。				
信託金の限度額	各ファンドについて1,050億円				
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	受託会社	三井住友信託銀行株式会社	販売会社	大和証券株式会社

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。